

2025年（令和7年）12月3日

内閣総理大臣 高市早苗様
財務大臣 片山さつき様
総務大臣 林芳正様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 黄川田仁志様
消費者庁長官 堀井奈津子様

長崎県弁護士会
会長 岡田雄一郎

消費者生活相談体制をはじめとする地方消費者行政
の維持・強化を求める意見書

第1 意見の趣旨について

当会は、国会及び政府に対して、地方消費者行政の維持・強化のため、次のことを求める。

- 1 地方消費者行政強化交付金の継続又は同等の地方交付金の措置を講ずること。
- 2 P I O – N E T の刷新及び運営の経費を国において全額負担する措置を講ずること。
- 3 地方財政法第10条の適用により地方消費者行政の事務のうち国と地方公共団体相互の利害に關係する事務であって国全体の水準を確保する必要があるものの全部または相当部分を国が恒常に財政負担すること。
- 4 消費者被害防止に取り組む適格消費者団体及び地域の消費者団体の育成・活動支援・連携のために地方公共団体が行う支援事務に対し、財政支援を継続・拡充すること。

第2 意見の理由について

- 1 地方消費者行政強化交付金の継続又は同等の地方交付金の措置を講ずること。

(1) 消費者庁の創設（2009年）以来、国は、地方公共団体に対し地方消費者行政施策の推進と財政措置を講じてきた。しかし、消費生活相談件数は年間90万件前後で高止まりした状態が続いている。そして、「令和6年度 長崎県消費生活センターの相談業務の実施結果について」によれば、この傾向は長崎県内においても同様である。

しかも、取引のデジタル化に伴う取引形態の複雑多様化、複数事業者の介在と匿名性の悪用などにより、消費者被害を引き起こす悪質業者の手口はますます巧妙化し、消費者はますます脆弱な状況に置かれている。

このように、多様化、高度化する消費者被害に対応するためには専門的知識や経験が必要であることなどから、住民にとって身近な地方公共団体の相談体制の維持、拡充が重要であることは明らかである。

(2) 国は、消費者庁創設に伴う国の地方支援策として、消費生活相談員の人事費にも充てられる地方消費者行政強化交付金（旧地方消費者行政推進交付金）として財政支援を継続してきた。これにより、地方公共団体の消費生活相談体制が整備され、消費者被害防止の注意喚起・啓発・教育、高齢者見守りネットワークの構築、適格消費者団体の設立・活動支援等の各種施策も展開してきた。

しかし、この地方消費者行政強化交付金が、2025（令和7）年度末をもって、一部の例外的延長措置を除いて基本的に終了となる。このまま推移すると、財政力の弱い地方公共団体は消費生活相談員の雇用継続や消費生活相談体制の維持が困難となるおそれがある。

(3) 消費生活相談員は、消費者法制度及び消費者問題の専門的知見を必要とする資格保有者であり、かつ消費者及び事業者の双方から事情聴取して適正な解決に向け調整する能力の継続的な研鑽と経験の蓄積が不可欠とされる高度の専門職である。

ところが、現状は、定期昇給制度のない会計年度任用職員制度が適用されている結果、高度の専門性に見合う処遇となっていないばかりか、雇止めの割合が2012年（平成24年）13.3%から2023年（令和5年）32.7%に急増しているなど、不安定な

処遇が続いている。近年は、全国的に消費生活相談員の扱い手の確保が困難な状態や欠員が生じる深刻な事態となっている。

(4) そこで、消費生活相談員の雇用継続や消費生活相談体制の維持のため、また、消費生活相談員の高度の専門性に見合う処遇の改善を図るため、当会は、上記意見の趣旨第1項の実施を求める。

2 PIO-NETの刷新及び運営の経費を国において全額負担する措置を講ずること。

(1) 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）は、全国の消費生活相談情報を集約し、国や地方公共団体の消費者啓発情報として活用されるほか、国や都道府県の事業者規制の端緒情報として活用され、国は消費者法制度見直しの情報として活用されるなど、我が国の消費者行政全体の情報基盤である。

(2) そのPIO-NETの刷新時期が2026年（令和8年）に迫っており、国は新たなPIO-NETシステムを地方公共団体共通のLGWANシステムの中に位置づけ、端末機の配備等につき何らかの財政支援措置を講ずる方針を示している。

しかし、新システムの運用において、各地方公共団体に新たな財政負担が生じることが危惧されている。

(3) PIO-NETは、消費生活相談情報を国と地方公共団体全体で共有するための不可欠のシステムであり、設備導入の形式が変更されるとても、その経費はこれまでどおり国において負担すべきものである。

(4) よって、当会は、上記意見の趣旨第2項の実施を求める。

3 地方財政法第10条の適用により地方消費者行政の事務のうち国と地方公共団体相互の利害に關係する事務であって国全体の水準を確保する必要があるものの全部または相当部分を国が恒常的に財政負担すること。

(1) そもそも地方消費者行政は、地域住民に対するサービス提供であり自治事務であると位置づけられてきた。しかし、消費生活相談業務は、消費者安全法第8条により地方公共団体が実施しなければならない事務であり、地域の相談者に対するトラブル解決に向けた助

言にとどまらず、特定商取引法など消費者関連法の違反行為の有無を聴取し、その相談情報を P I O – N E T を通じて国と地方公共団体全体が共有するなど、全国の消費者行政の基盤である。

また、適格消費者団体の差止請求業務は、法令違反行為の差止請求活動により消費者被害の防止及び国全体の市場の適正化の役割を果たすものである。

(2) このように地方消費者行政の事務の中には、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者施策を円滑に運営するためには全国の水準を維持・向上することが必要とされる事務（地方財政法第10条）が含まれていることから、当会は、上記意見の趣旨第3項の実施を求める。

4 消費者被害防止に取り組む適格消費者団体及び地域の消費者団体の育成・活動支援・連携のために地方公共団体が行う支援事務に対し、財政支援を継続・拡充すること。

(1) 適格消費者団体の活動は、制度スタートから約18年の間に、26団体が認定を受け、差止請求訴訟の提起や裁判外の申入れ活動により、消費者被害の防止と市場の適正化に資する極めて公益性の高い活動を担っている。しかし、こうした差止請求活動の多くの部分が専門家の無償ボランティアによって支えられている実態がある。

行政庁の役割の代替機能を果たしているともいえる適格消費者団体の活動が、人的基盤及び財政基盤において持続可能となるためには、国や地方公共団体による公的財政支援の充実が不可欠である。

(2) 地域の消費者団体は、消費者被害防止のための見守りネットワークの担い手の役割や、一般消費者に向けた注意喚起や消費者の意見の収集・表明の役割や、適格消費者団体の運営の担い手の役割など、消費者政策を円滑に運営するうえで不可欠の幅広い役割（消費者基本法第8条）が期待されている。消費者基本法第26条には、「国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。」と定めている。

しかし、一般消費者団体の育成・支援に関する国の施策や財政支援措置が大幅に縮小・後退し、国の消費者団体基礎調査は2014

年(平成26年)を最後に実施されていない。その結果、現状は、地域の多くの消費者団体が構成員の高齢化、活動の後退・消滅など、深刻な事態となっている。地方消費者行政が真に機能するためには、地方公共団体と連携して消費者被害防止の主体的な活動を展開する消費者・消費者団体を育成・支援することが不可欠である。

(3) よって、当会は、上記意見の趣旨第4項の実施を求める。